第三十三条第一項中「第三十九条」を「第四十三条」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第二項第一号イ中「被用者年金被保険者等」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第五項中「第十七条の」を「第十六条の」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第三十四条中「、退職」を削る。

第八章第二節から第四節までを削る。

第四十一条第一項中「第二十条の三第四項」を「第二十条の二第四項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の六第一項」に改め、同条第二項を削り、第八章第一節中同条を第四十五条とする。

第四十条第一項を削り、同条第二項中「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十九条第二項」に、「この項」を「この条」に、「厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であった期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間及び第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同項を同条とし、第七章第五節中同条を第四十四条とし、同節を同章第六節とする。

第三十九条中「前二節」を「前三節」に改め、第七章第四節中同条を第四十三条とする。

第三十八条中「前二節」を「前三節」に改め、同条を第四十二条とし、第七章第四節を同章第五節とする。

第三十七条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同条第八項第四号中「第十七条」を「第十六条」に改め、同項第五号中「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に改め、第七章第三節中同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（発効日前の障害又は死亡に係る二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の障害厚生年金等の特例）

第四十一条　第三十五条の規定は第三十八条第一項の規定により支給する障害厚生年金について、第三十六条の規定は第三十九条第一項の規定により支給する障害手当金について、第三十七条の規定は前条第一項の規定により支給する遺族厚生年金について、それぞれ準用する。

第三十六条を第三十九条とし、第三十五条を第三十八条とし、第七章第三節を同章第四節とする。

第七章第二節の次に次の一節を加える。

第三節　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害厚生年金の特例）

第三十五条　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において第一号厚生年金被保険者期間、第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間のうち二以上の被保険者の種別（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）の被保険者であった期間を有する者（以下「二以上の種別の被保険者であった期間を有する者」という。）であるものに第二十八条第二項の規定により支給する障害厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、同法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害手当金の特例）

第三十六条　相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する者であって、当該障害に係る障害認定日において二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であるものに第二十九条第二項の規定により支給する障害手当金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該障害に係る障害認定日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る遺族厚生年金の特例）

第三十七条　相手国期間中に初診日のある傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者又は相手国期間中に死亡した者であって、当該死亡した日において二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であるものに第三十条第二項及び第三項の規定により支給する遺族厚生年金に関する事務は、政令で定めるところにより、当該死亡した日その他の政令で定める日における被保険者の種別に応じて、厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

第五十五条第一項中「第十四条第四項、」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「又は第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「国共済組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第八章第五節中同条を第四十六条とし、第五十六条を第四十七条とし、第五十七条を第四十八条とする。

第五十八条第二項を削り、第九章第一節中同条を第四十九条とする。

第九章第二節から第四節までを削る。

第七十二条第一項中「第十四条第四項、」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「又は第八十二条第八項（第八十三条第六項（第八十七条第六項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項及び第八十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「地共済組合員期間」を「第三号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第九章第五節中同条を第五十条とし、第七十三条を第五十一条とし、第七十四条を第五十二条とし、第七十五条を第五十三条とする。

第九章第五節を同章第二節とする。

第七十六条第一項中「教職員等（私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等をいう。次項において同じ。）」を「私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「及び長期給付」を削り、「私学共済制度の加入者」を「私学共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（次項において「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「次に掲げる者」を「第一項の規定により私学共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者」に改め、「、それぞれ」を削り、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、第十章第一節中同条を第五十四条とする。

第十章第二節から第四節までを削る。

第九十条第一項中「第十四条第四項、」を「第十三条第四項又は」に、「第三十七条第八項」を「第四十条第八項」に、「第三十五条第二項」を「第三十八条第二項」に、「、第四十七条第八項（第四十八条第六項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第八項（第六十五条第六項（第六十九条第六項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「私学共済加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第二項を削り、第十章第五節中同条を第五十五条とし、第九十一条を第五十六条とし、第九十二条を第五十七条とする。

第十章第五節を同章第二節とする。

第十一章を削る。

第百条第一項第四号中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改め、第十二章中同条を第五十八条とする。

第百一条第一項中「共済組合等（」の下に「法律によって組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいい、」を加え、同条を第五十九条とする。